

杵築市における部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 110 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくし人権の擁護を図ることにより、明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。この場合においては、住民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するよう配慮しなければならない。

(市民の責務)

第 3 条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別等あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めなければならない。

(市の施策)

第 4 条 市は、部落差別等あらゆる差別をなくすため、啓発活動、教育対策等に関する施策の推進に努めるものとする。

(実態調査等)

第 5 条 市は、前条の施策の推進に反映させるため、必要に応じ、実態調査等を行うものとする。

(審議会)

第 6 条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策及び推進に関する事項を審議するため、杵築市人権を擁護する審議会を設置する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。